

向された中央の指導力と結びついたのかという点の解明が必要なのではないだろうか。もちろん断片的には公金取扱いを行った国立銀行や、納税資金荷為替の取組をした三井銀行などの機能について、政府との結びつきが示されているけれども、総じて農業金融と中央政府とを結びつけるいわゆるマネー・フロー的な太い輪廓が教示されていたら、著者の論証はいっそう強い説得力を持ったのではなかろうか。その場合には、本書で「敢て省略され」ている日本銀行の機能もまた、当然その図式の中で位置づけられることになる。

この意味で明治前期の資本主義化を押し進めた指導力として、従来強調されてきた中央政府の影響力は、やはり過少評価することはできない。このことは、「殖産興業」の解釈にも関連する。朝倉氏は、興業即興農と解すべきではないかといっておられるけれども、「富国強兵」と並んで掲げられた「殖産興業」は、やはり従来の見解のように、官営模範工場の開設、鉱山経営、鉄道建設、電信架設、工業諸機械の貸与・払下げなど「政府の所謂保護誘掖に依る殖産興業は各種産業の全般に至って計画的に遂行された」(傍点筆者、『明治前期財政経済資料集成』第13巻『会社全書』解題)というように、今日という社会的間接資本への投資とか、多少とも欧米先進諸国の技術導入を契機とする工業の育成など、主として財政の側からの「殖産興業」にふれないわけにはいくまい。

思うに朝倉氏の分析は、従来の政府・士族・巨大豪商を中心とする分析と決して相排斥し合うものではなく、むしろ相補完し合うものと考えたほうがよくはないか。朝倉氏は、実証の裏づけのない従来の公式論的見解に不満を示し、氏の立場を強調されたために、ところどころ強い表現が意識的に用いられたのではないかと思う。

最後に文献の用い方に関連するけれども、朝倉氏が社史の資料的価値に着眼され、それを本書で全面的に利用されている点は、われわれつとに社史に関心を持って来た者にとっては、教えられる点が多い。しかし引用された主要文献の中に、私なら当然利用する『銀行局年報』が見当たらないのは、著者と評者とのアプローチの相違を示すものであろうか。

筆者が先きに書評(『経済研究』第8巻1号)した山口和雄教授の『明治前期経済の分析』と並んで、本書もまた実証分析をふまえた点で、明治前期の日本経済の研究に1つの大きな前進をもたらすものと思う。

〔江 見 康 一〕

吉田静一

『フランス重商主義論』

未来社 1962年1月 253ページ

1

著者は、数年前京都大学人文科学研究所の共同研究に参加されて同研究所の雑誌『人文学報』や桑原武夫編『フランス革命の研究』(1960年)などに、また、大塚久雄ほか編『西洋経済史講座』(1960年)、増田四郎ほか編『社会経済史大系』(1959年)などに、新鮮な問題意識にもとづいた注目すべきモノグラフを発表されてきた。著者の「まえがき」によると、本書はこれまで発表してきた論文を整理統一して、フランスの重商主義を主として経済政策の体系として論じたものであるが、著者の最初の着想はフランス革命における保護主義(第2章)であって、この段階ではまだ「固有の重商主義」という視角は熟していなかった。保護主義の前史をたどって、コルペールティスム、フィジオクラシーとそれとの批判・対抗関係が明らかになったとき(序章・第1章)、革命以後の保護主義の展開のなかに「固有の重商主義」を見る視角が確立されたのである。そして、「フランスにおける《固有の重商主義》の特殊性を抽出すること」、「この特殊性がフランス資本主義の構造の規定因になること」(「まえがき」4ページ)というきわめてユニークな問題意識をもって、革命以後のフランス保護主義政策を論ぜられるのである(第2章・第3章)。私は読み進むにつれて、問題意識が鋭くなるにつれて、叙述に迫力を増すのを感じた。この時代のフランスについては、日本では、経済学史の上でも、経済史の上でもほとんど問題にされなかったことを思えば、——このことはすでに多くの書評者が共通して認めているところであるが——著者がすぐれた問題意識をもって処女地に道筋を立てられた功績は高く評価されるべきものとする。私は重商主義を専門に学ぶものではないが、学ぶところ多い書物であった。むしろ、重商主義の専門研究者によって十分に論ぜられるべき問題提起の書物のように思われる。以下章を追って内容の要約を示そう。

2

序章「フランス重商主義論の再構成」では、著者は、フランス重商主義をコルペールティスムで代表させる通説にたいして、同時代のイギリス重商主義と比べること

によって、それが歴史的に性格的に全く異ったものであることを示し、コルベールティスムをブルジョア的發展を阻止した「産業規制の体系」として見るのである。そしてディドロの「マニユファクチャー論」によって、革命前にはコルベールの創設した「特権マニユファクチュール」が衰退の一路をたどっていたことを傍証している。そのうえで、イギリスの「固有の重商主義」に対応するものは、フランスではフランス革命以後の保護主義に相当することを指摘する。

第1章「フィジオクラシーと初期産業資本」では、まずフィジオクラシーのコルベールティスム批判をケネーの政策論にもとずいてさぐり、フィジオクラシーの政策的中心が「穀物取引の自由」のなかにあると見るとともに、「初期産業資本」の政策論が、穀物論争をきっかけにして、フィジオクラシーとの対抗・批判の關係のなかにも生れたことを示すのである。そして、その理論的集約者フォルボネをフランスの「固有の重商主義」の先駆者として位置づける。またフィジオクラシーの政策実現の「最後の局面」を1786年の「イーデン条約」に見出し、この条約がフランスの国民的諸産業に大きな打撃を与えたことを論証する。

第2章「フランス革命における保護主義」では、革命期の保護主義が、国内の経済的諸改革(封建的諸権利・諸規制の廃棄、土地改革)と結合しながら、1791年の関税改革、1793年3月の「イーデン条約」の破棄、1793年9月の「航海条令」へと展開してゆく過程を、著者は、議会における討論のなかで保護貿易主義者が自由貿易主義者を圧倒してゆく過程を通して勢力的に論じ、これらの議会の決定を「初期産業資本」の要求——国民的利益という名目における——の結実と見る。しかし革命期の保護政策は、実際には、国際的・国内的諸条件に制約されて「国民的産業を保護・育成」という現実的効果をあげることができなかつたのである。ここから、ナポレオンの「大陸制度」こそは、フランスにおける「固有の重商主義」の完成であるという視野がひらけてくるのである。

第3章「いわゆる《大陸制度》の歴史的意義」は著者の立論の背骨をなすもので、もっとも勢力的に論ぜられている。「初期産業資本」がはぐくまれた地盤を「フランス重商主義論」と「フランス産業革命論」との2つの視角からとらえようとする著者は、まず「大陸制度」の歴史的前提として、1) 革命期における保護制度の形成(「国民産業の保護・育成」・「内外市場の確保と拡大」)、2) 「資本=賃労働制の創出・展開」、3) イギリスの先進

性(高い生産力と市場支配)の認識にもとづくフランスの保護制度(市場支配)の「大陸的規模での再編成」という3つの視点をとらえ、つぎに、「イギリス・フランスの産業・市場競争」(イギリスの主導権にたいするフランスの挑戦)、「フランス産業の保護・育成」を軸にして、「大陸制度」の展開過程(「沿岸制度」→「アミアンの平和」→「関税障壁の布設」→「大陸封鎖」→「大陸封鎖の自壊」)を跡づけている。そして、ナポレオンの軍事力によって支えられ、その軍事力の低下によって崩壊したこの「大陸制度」の意義を、フランス大陸市場における支配権の獲得と確保(「帝国の大陸植民地」制)のなかに、また、フランスの「工業生産の温室的育成」(外国商品にたいして国内市場を閉ざし、フランスの商品には広大な大陸市場を開放する)のなかに見るのである。しかも前者は「重商主義の旧植民地体制」に比され、後者は「資本制的生産様式への転化過程を温室的に助長して過渡期を短縮」するものとしてとらえられている。

第4章「19世紀初頭の保護主義論——シャプタル『フランス産業論』について——」においては、著者は、当時の保護主義者たち、すなわちマルクスが重商主義の「近代的蒸しかえし屋」と呼んだひとびとに、もっと注目する必要があることを指摘し、シャプタルの書物の内容を、「フランスの、市民革命から産業革命にいたる時代の課題を、前進的な地点からとらえ、それにこたえようとしたもの」として紹介している。この章は革命以後の保護主義論にたいして補論的意味をもつものと考えられる。

3

最後に感想を1つだけ述べさせていただきます。

しばしば研究者によって指摘されるように、重商主義研究には2つの面があると考えられる。1つは経済学史あるいは思想史の面の研究であり、他の1つは経済史あるいは事実の裏づけの面の研究である、いわばこの2つの面が統一的に把握されるところに重商主義研究が成立するように思われる。重商主義は歴史的にはすぐれて「政策体系」としてあらわれてくるのであるから、「政策」においてこれら2つの面を統一的に把握しようとする考え方も可能ではないだろうか。もっとも、重商主義政策史を経済史として、また事実の問題として考えるひとが多いことはたしかであるが。

由来、「政策」というものは、現状維持的であれ変革的であれ、つねに何らかの意味で未来への決断であると思う。この意味では、「政策」はまさに思想史の問題なのである。しかしまた「政策」の前提条件あるいはその

効果が問われるときには、それは事実の問題にもなるのである。

私が著者の『フランス重商主義論』の内容をそのように理解することは誤りであろうか。全体として見るとき、上記2つの面が統一されていると思うのであるが、それぞれの章によっては、思想史的な面と事実の面との力点の置き方がことなり、かならずしも統一的ではない。すなわち、「序章」と「第1章」では、思想史の問題が事実の裏づけによって叙述され、「第2章」と「第3章」は、内容に則して、それぞれ思想史の面、事実の面が強調されている。妄言をおそれずさらに言えば、著者が「政策における統一」の立場を、「思想」と「事実」をより意識的に駆使されることによって、おし進められたなら、問題はより立体的に、より説得的に、より完成的に展開したのではなかろうか。

ともあれ、イギリスの「固有の重商主義」の全過程と

の段階的対比において、フランスの「固有の重商主義」をフランス革命以後の保護主義政策のなかに把握するとともに、従来の通説をその根底において否定し、これまで日本の学界では未開拓であった分野に最初の鍬を打ちおろし、道筋をつけ、整理された、著者の努力は——それは力強いデッサンであって、タブローではないが——尊敬されねばならない。デッサンがしっかりしていなければ、すぐれたタブローは生れないということは、ただに絵画の領域だけではないだろう。〔宇津木正〕

(終りに、この書物について、河野健二教授の書評が『関西大学経済論集』12巻1号に、渡辺源次郎氏との「紙上討論」が『経済学史学会関西部会通信』第9号に、柴田三千雄教授の紹介が『週間読書人』1962年2月12日に、遅塚忠躬氏の紹介が『日本読書新聞』1962年3月12日に、匿名の紹介が『図書新聞』1962年3月2日に、それぞれ掲載されていることを記しておく。)

あ い さ つ

本誌は、1950年1月の「創刊のことば」でも明らかにしましたとおり、当初から紙面を広く内外の学者にひらくことを意図して発足致しました。じらい数多くの方々の御寄稿を得て今日にいたっておりますが、今回、発刊当時の趣旨を一層生かすために、自発的な投稿をも受けつけることに致しました。投稿御希望の方は下の事項を御参照の上、原稿をお寄せ下さい。

1. 投稿は「論文」(400字詰30枚)「寄書」(400字詰20枚以内)の2種とします。
2. 投稿者は、原則として、日本学術会議選挙有権者と同資格以上のものに限りま。
3. 投稿原稿の採否は編集部の委嘱する審査委員の意見にもとづき編集部で決定させていただきます。原稿は採否にかかわらず御返しします。
4. 投稿原稿で採択ときまったものは、原則として原稿到着後3カ月ないし6カ月のあいだに誌上に掲載いたします。
5. 原稿の送り先：東京都北多摩郡国立町一橋大学経済研究所「経済研究」編集部。

なお、本誌は本研究所の機関誌でありますので、当然のことながら、本誌に掲載する論文・寄書類は本研究所がその業務とする研究活動分野と密接な関係をもつことを必要とします。本研究所の現存の研究部門名は次のとおりです。

日本経済。アメリカ経済。ソ連経済。英国および英連邦経済。中国および東南アジア経済。国際経済機構。国民所得および再生産。統計学およびその応用。学説史および経済史。本誌の編集は本研究所教授会がその責任において行なっております。

1962年7月

一橋大学経済研究所長
高橋長太郎